[illegible]七、[illegible]（[illegible]）付

シ見習ハ半日四時トスルコト　第、争實、　八、衛生設備ノ完成（終料品ニ於ケル

使用）　第、承認　九、請負制度撤廃　第　承認、　一〇、労働組合ヲ公認ス

ル事　第、請負契約ハ現実ニ従業者ト加入シ居ルヲ限ルコトトシ　一一、退職手当制定

第、現業員ヲ使用スル意志ナシ　一三、臨時工ハ一ヶ月以上ヲ以テ本工トスルコト　第

現在本工場ニハ臨時工ナルモノナキカ本日後モ臨時工ヲ使用セズ雇入ニシタルモノハ雇入ノ

日時ヨリ本職工トシテ雇フ意志ナリ　一四、見習工差別待遇撤廃　第、見習工

使用ニ付テハ差別待遇セザル意志ナリ　一五、見習工三ヶ月後ハ普通ノ給料ヲ支

払フ事　第、承認

別記草津節

一、お嬢工場に来て見りゃいこく ドッコイショ　お嬢おやじは「コリヤ」三度ほどよ　チョイナチョイナ

二、お嬢おやじは更に悪い ドッコイショ　しぼり上げた「コリヤ」首を切るよ　チョイナチョイナ

三、お嬢おやじか人首切れば ドッコイショ　嬉々とんほ七「コリヤ」とうかいよ　チョイナチョイナ

四、飯も食はずに首つられ ドッコイショ　己れ[illegible]の「コリヤ」かたき打ちよ　チョイナチョイナ

全協産業労働組合北部支部　お嬢争議団

新入雇人と雇人　お嬢工場前

（鉄は熱い中節）

6. 4. 8
2340

労秘第一、二九三号

昭和六年四月六日

警視総監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙蔵殿

社会局長官　吉田茂殿

相澤鐘製作所労働争議ニ関スル件（第三報＝解決）

要旨＝三月末日未明事務所入口硝子戸ニ投石破壊セラレ犯人不明

四月二日第三回ノ会見ニ依リ交渉激化セシカ結局争議団ニ有利ナル条件ノ下ニ解決

標記争議ハ左記ノ通本月二日解決候条及申（通）報候也

記

一、労働者側並ニ事故

（イ）三月廿九日従業員ハ争議団ニ集合シ争議団長ヲ島村市太郎トシ其他ノ部署ヲ定メ各種ノ過激ナルビラヲ発行シ熾ニ宣伝ヲ行フ

（ロ）三月三十日午後一時頃東京製パン争議団森川大統外一名並ニ関金北部支部大東京分会員十名来援シ激励ノ辞ヲ述ヘテ辞去ス